

保育施設整備に係る不適正事案への対応状況について

1 株式会社コスモズについて

(1) 同社から市への報告及び市の対応の経過

令和5年6月8日	同年5月18日に同社が市を訪問した際に、市が対応を求め、同社も対応すると回答があったにもかかわらず、その後回答がないことについて、改めて文書で回答を求めた。
同月19日	同社から電子メールにて同年5月18日に市が対応を求めたことに対する回答として「小金井市の質問に対する回答」が送付された。同回答では、「株式会社コスモズの補助金過大受給に関する社外調査委員会報告書」及び十八コスモの内装工事に係る広告費について、次の3点の記載があった。 ・同報告を基本的に「是」とし、ただし、付言・補足を付け加え、不適切な対応があった職員には処分を行うと決めました。 ・十八コスモの内装工事に係る広告費について、関係者の聞き取り調査をしたが、広告費の話はなかった。 ・業務委託をしている新聞社の請負人も聞いていない。 同年6月19日、同社から市を訪問したいと電話連絡があったが、上記の電子メールの送付が直前であったこと、また、同社が社外調査委員会報告書の調査結果が間違いであるかのような記載もあったことから、内容を確認する時間が必要と判断し、訪問は受けなかった。
同月26日	市から同社に対し文書（別紙1）を送付し、同月19日に送付された内容を踏まえた上で市へ報告書を提出するよう改めて要請した。
同年7月10日	同社から電子メールにて同年6月26日に市が報告書の提出を要請したことに対して、「6月26日付ご要請に対する報告遅延の件について」が送付された。同文書では、同社として次のような対応を行うため、報告書の提出について猶予がほしい旨の記載があった。 1 複数の弁護士と相談することを決定し、現在3人の弁護士と1人の人物に以下の対応をお願いしている。 (1) A弁護士—行政に対する助言等を頂戴する。 (2) B弁護士—補助金申請内容を再確認する（個別の園毎の事

	実確認)。 (3) C弁護士－セカンドオピニオンを求める。 (4) 新聞の業務委託者と再確認する(広告費の件について)。 2 請負建設事業者の担当者との再確認 3 管理設計士との再々確認
同月12日	市から同社に対し文書(別紙2)を送付し、改めて早期の報告書の提出を要請するとともに、私立保育所に対する委託費の経理等に関する厚生労働省通知の順守についても併せて要請した。

2 保育課再調査について

別途対応中の株式会社コスモズを除く、運営事業者7事業者に対して、順次対応している。

(1) 対応状況

市から事業者への連絡	市から7事業者全てに対して、協議及び確認作業を行いたい旨を連絡した。
市と事業者との協議	7事業者全てに対して、調査内容及び確認作業の実施について協議を実施済み
確認作業	7事業者中5事業者について、現地訪問等による確認作業を開始済み。あわせて、対象外経費の確認作業についても開始済み

※ 令和5年7月31日時点の状況

株式会社コスモズ

代表取締役 佐野 秀穂 様

小金井市子ども家庭部長 堤 直規

保育施設整備に係る補助金の不適正事案について

貴社による保育施設整備に係る補助金の不適正事案（以下、「本件事案」という。）に関し、この間の経過や貴社の対応等に関する本市の見解を示すとともに、下記のとおり要請を行います。

1 この間の経過及び市の対応

令和5年1月27日	市は、本件事案の原因究明と対応について説明を求めるとともに、貴社が小金井市内で運営する保育施設において不正又は補助金の過大な受給がなかったかについて調査を行い、調査結果について報告を行うよう求める。
令和5年3月17日	貴社より「弊社の補助金過大收受案件について 小金井市内の各保育園に関する報告」が提出される。（当該文書中に弁護士による調査報告書を令和5年4月15日までに提出する旨の記載有り。）
令和5年4月14日	貴社より「社外調査委員会の調査について」が提出される。（報告の遅延についてお知らせがあったに留まり、社外調査委員会の調査に時間が掛かる具体的な理由等は何ら説明はされていない。）
令和5年4月18日	市は、「保育施設整備に係る補助金の不適正事案について」により、調査が遅延している具体的な理由、調査結果の提出の期日及び結果が報告されていない当面の間の貴社の対応も含め、改めて本件事案に係る本市への速やかな報告を求める。
令和5年5月15日	貴社より「株式会社コスモズの補助金過大受給に関する社外調査委員会報告書」（以下、「調査委員会報告書」という。）が提出される。
令和5年5月18日	市は、調査委員会報告書について法人としての補足説明及び法人としての認識を明確にし、文書で提出するよう求める。
令和5年6月19日	貴社より「小金井市の質問に対する回答」（以下、「質問に対する回答」という。）が提出される。

2 貴社より提出された「調査委員会報告書」及び「質問に対する回答」に対する市の見解

次の理由により、貴社より提出された「調査委員会報告書」及び「質問に対する回答」は、貴社から市に対する本件事案の報告書ではないものと認識しております。

- (1) そもそも調査委員会報告書が社外調査委員会から貴社宛に提出されているものである。
- (2) 質問に対する回答には、「5月23日の当社の取締役会で「社外調査委員会の会社としての故意の補助金過大申請は無いが、過失及び懈怠があったとの趣旨の報告を基本的に「是」とし、ただし、付言・補足を付け加え、不適切な対応があった職員には処分を行う」と決めました。」との記載がされている一方、付言等の内容を見ると、調査委員会報告書の内容を否定する部分がある。

3 要請事項

上記1、2の状況を受け、次のとおり要請を行います。

- (1) 本件事案の原因究明とその責任の所在、関係者の処分、再発防止の対応及び貴社が小金井市内で運営する保育施設における不正又は補助金の過大な受給の有無について、貴社から市宛の報告書として提出すること。なお、報告書は次の事項を踏まえたものであること。
 - ア 貴社の誰がどのように関与していたのか、関与した者、指示等を出した者が明確に分かるように記載すること
 - イ 貴社報告書全般の内容を証明する根拠資料（文書、メモ、メール、聴取記録等の写し）を併せて提出すること
 - ウ 報告書では、特に調査委員会報告書と貴社の認識が大きく異なる部分（例：十八コスモ保育園の内装工事に係る広告費に関する認識等）について、貴社報告を裏付ける根拠等の説明を詳しく行うこと

本要請は、令和5年1月27日付けで本市が貴社に対して行っている要請と同趣旨であり、当初の要請から約5か月が経過していることから、直ちに対応を行うことを求めます。

以上

【問合せ先】

小金井市子ども家庭部保育課

電話 042-387-9846

E-mail s050701@koganei-shi.jp(グループアドレス)

株式会社コスモズ

代表取締役 佐野 秀穂 様

小金井市子ども家庭部長 堤 直規

保育施設整備に係る補助金の不適正事案について

貴社による保育施設整備に係る補助金の不適正事案（以下、「本件事案」という。）に関し、貴社の対応等に関する本市の見解と対応を示すとともに、改めて下記のとおり要請を行います。

1 本市の見解及び再要請について

貴社より提出された 2023 年 6 月 19 日付「小金井市の質問に対する回答」（以下、「質問に対する回答」という。）については、令和 5 年 6 月 26 日付け小子保発第 207 号文書でお伝えしたとおりであり、同文書のとおり改めて早急な対応を要請します。

なお、令和 5 年 7 月 10 日付「6 月 26 日付ご要請に対する報告遅延の件について」（以下、「報告遅延の件」という。）について、複数の弁護士と相談するとあり、それを理由に市への報告が遅れるとの内容は理解しましたが、当初の要請から約半年が経過していることを踏まえると、貴社の対応があまりに杜撰であると言わざるを得ず、誠に遺憾であることを改めて申し伝えます。

2 情報公開について

上記 1 のとおり貴社の対応が遅れる中、市として本件事案について市民等への説明責任を果たしていくことが必要と考えます。

ついては、この間の経過や貴社から提出された「質問に対する回答」及び「報告遅延の件」について、市ホームページで公表していくことを申し伝えます。

3 私立保育所に対する委託費の経理等に関する厚生労働省通知の順守について

私立保育所における委託費（人件費、事業費、管理費）は「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」により、その用途範囲や運用の取扱いが定められています。

特に委託費の弾力運用については、その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について問題となる事由がないこと等の要件が満たされた上で認められるものです。

なお、市としては、貴社の現在の対応状況等に基づく限り、貴社に対して「保育

所の設置者の運営について問題となる事由がないこと」を満たしているという判断はできないと考えている旨申し伝えます。

以上を踏まえ、東京都知事の同意が現在まで得られていない令和4年度分も含めて、貴社に対し上記厚生労働省通知等に基づき私立保育所として適切な経理を行うよう要請いたします。

以上

【問合せ先】

小金井市子ども家庭部保育課

電話 042-387-9846

E-mail s050701@koganei-shi.jp (グループアドレス)